

第1章 青少年とは

こども家庭庁の「こども大綱」による用語の説明では、

用語	定義(説明)
こども	心身の発達過程にある者
若者	思春期及び青年期の者
乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
学童期	小学生年代
思春期	中学生年代からおおむね18歳まで
青年期	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満

とそれぞれ示されているが、他の法令、例えば「少年法」においては、「少年」を「20歳未満の者」と規定し、「児童福祉法」では、「児童」を「18歳未満の者」とし、さらに「児童」を、乳児(1歳未満)、幼児(満1歳から小学校就学始期に達するまでの者)、少年(小学校就学始期から満18歳に達するまでの者)に区分しているなど法令によっては、その定義が異なっている。

そのほか「学校教育法」「労働基準法」等においても、それぞれに名称と年齢区分を規定している。

主な成文法による青少年等の定義

法令名	名称	年齢区分	備考
こども基本法 (第2条)	こども	心身の発達過程にある者	
児童福祉法 (第4条)	児童	乳児	1歳未満
		幼児	満1歳から小学校就学始期に達するまで
		少年	小学校就学始期から満18歳に達するまで
少年法(第2条)	少年	20歳未満	
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(第1条)	未成年者	18歳未満	
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(第1条)	未成年者	18歳未満	

労働基準法 (第57条)	年少者	18歳未満	満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでは労働者として用いてはならない。
学校教育法 (第17条等)	幼児	満3歳から小学校就学の始期に達するまで	幼稚園
	学齢児童	満6～満12歳の学年の終わり	小学校
	学齢生徒	小学校修了～満15歳の学年の終わり	中学校
刑法(第41条)	責任年齢	満14歳	14歳に満たない者の行為は罰せられない。
民法(第4条)	未成年者	18歳未満	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (第22条等)	年少者	18歳未満	18歳未満の者に客の接待等をさせたり、客として立ち入らせたりすることはできない。
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(第2条)	児童	18歳未満	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(第2条)	児童	18歳未満	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(第2条)	青少年	18歳未満	
福井県青少年愛護条例(第5条)	青少年	小学校就学始期から18歳に達するまで	